

無担保当座貸越（貸付専用型）根保証要綱

新潟県信用保証協会
平成16年11月1日制定
平成18年4月1日改正
平成19年10月26日改正
平成20年10月31日改正
平成28年10月27日改正
平成30年8月8日改正
令和7年8月15日改正

1. 目的

一定の要件を満たし、金融機関が継続的に支援・育成していく中小企業者に対し、無担保で当座貸越の保証をすることにより、経営に必要な資金を反復継続的、安定的に供給し、もって中小企業者の事業振興に資するものとする。

2. 定義

無担保当座貸越（貸付専用型）根保証とは、中小企業者の事業資金の借入れを目的とした当座貸越について、あらかじめ一定の貸越極度額と取扱期間を定め、保証期間を取扱期間として、保証期間内に反復継続して発生する当座貸越債務の無担保保証をいう。

3. 当座貸越契約書の締結

当座貸越の申込人と金融機関との約定は、借入請求書又は借入専用小切手、エレクトロニック・バンキング・システム等による借入を内容とした当座貸越契約書を使用する。

4. 申込人の資格要件

個人および法人（企業組合、協業組合以外の組合を除く）で、次のいずれにも該当する中小企業者とする。

（1）業歴が3年以上あること。

（2）申込金融機関（店舗）との与信取引が6ヶ月以上あること。

(3) 最近2年間のいずれかの決算において利益計上していること。

(4) 直近決算で債務超過でないこと。

(5) 直近決算で年商が3千万円以上あること。

5. 取扱金融機関

約定書締結金融機関とする。

6. 取扱要件

(1) 資金使途

事業資金とする。

(2) 資金使途の確認

① 事業資金に使用する旨の協会所定の誓約書を徴求する、もしくは借入請求書等の資金使途欄で確認する。

② 誓約文言は、本人が事業資金以外の使途に利用した事が判明した場合には、当該契約の中止又は解約ができる旨付記する。

(3) 金利

金融機関所定利率

(注) 信用保証付貸越であることを考慮し、極力利率の低減に努めることとする。

(4) 貸越の方法

① 当座貸越は貸越専用の当座貸越口座もしくは普通貸越口座によることとする。

② 貸越に際しては、取扱金融機関所定の借入請求書もしくは借入専用小切手、エレクトロニック・バンキング・システム等によることとする。

(5) 返済の方法

約定弁済付、非約定弁済付(随時弁済)のいずれも差し支えないものとする。

7. 保証要件

(1) 保証限度

1企業あたり、2億円以内(申込金額は500万円以上とし100万円単位とする。)

ただし、1企業2口までとする。

(2) 保証期間

当座貸越の取扱期間（発生期間）を保証期間とし、当初定める保証期間は原則として2年以内とする。

ただし、更新は妨げないものとする。

(3) 保証形式

① 当座貸越根保証

② 当座貸越の残高は、保証期間を通じ常時極度額を超えないものとする。

(4) 信用保証料

信用保証料等徴収規程の定めるところによる。

(5) 担 保

物的担保は徴求しないものとする。

(6) 連帯保証人

原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。

8. 保証の効力

保証の効力は、信用保証書発行後の当座貸越契約の締結日若しくは保証契約で定める日に発生するものとする。

9. 貸越の実行報告書（貸付実行報告書）

金融機関は、信用保証書に基づき、当座貸越契約を締結したとき又は保証契約で定めた効力の日が到来したときは、速やかに当該貸越に係る「貸付実行報告書」を信用保証協会に送付するものとする。

10. 保証条件変更

期間の延長および貸越極度額の減額変更は、所定の変更手続きにより行うものとする。

貸越極度額の増額変更は、新規保証申込手続きにより行うものとする。

11. 更 新

(1) 更新は、変更保証契約による期間延長か、継続新規のいずれかによるものとする。

(2) 継続新規による場合は、保証条件として新規貸越分で既存貸越残額を決済させることとする。

12. 根保証の確定

(1) 当座貸越に係る根保証は次の事由によって確定するものとする。

- ① 根保証契約を更新しない場合。
- ② 当座貸越取引が解約その他の事由で終了した場合。
- ③ 債務者につき期限の利益喪失が生じた場合。
- ④ 貸越の一時中止により根保証を確定させた場合。

(2) 根保証確定時の被保証債務の元本は、確定時まで発生している貸越残額とする。

13. 完済報告

前記12により根保証が確定し、完済となった場合は、金融機関は速やかに完済報告書により、その旨報告するものとする。

14. 貸越の一時中止

次の場合は、金融機関は当座貸越を一時中止するものとする。

一時中止の事由が解消した場合は、信用保証協会と協議のうえ、一時中止を解除することができるものとする。

- (1) 信用保証協会からの一時中止の申入れ。
- (2) 信用保証協会の保証付借入れについて、延滞若しくは事故報告書の提出事由が生じた場合。
- (3) 金融機関の担保について、根抵当権の確定事由が生じた場合。

15. 本制度の取扱停止

(1) 本制度に係る代位弁済率が高率となった場合は、当該金融機関又は取扱支店間の本制度の取扱いを停止若しくは制限することができるものとする。

(2) 停止若しくは制限することができる事故率の基準は、原則として、当分の間代位弁済率1.5%以内を基準とする。

(3) 取扱いの停止若しくは制限に至った場合、停止若しくは制限期間中の

改善状況を考慮のうえ、取扱いを再開できるものとする。

16. 代位弁済の請求

所定の代位弁済請求手続のほか、当座貸越元帳等、当座貸越に係る書類の写しの添付を要することとする。

17. 代位弁済

代位弁済の範囲は、根保証確定時の当座貸越金残額を元本として、これに約定書所定の利息を加えた額を限度とする。

18. その他

本制度は、この要綱のほか、約定書並びに本制度に係る事務取扱要領等によるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。